職員の給与などの状況

（平成24年4月1日現在）

市では、市政についてご協力をいただくために、毎年1回、職員の給与などを公表しています。次のとおり職員の給与などの概要をお知らせします。
なお、詳しい内容は、市ホームページ掲載を3月下旬に予定しています。
問合先　職員課（☎6992-1413）

1. 総括

（1）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（H24.3.31）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）22年度の人件費率
23年度	人 144,013	千円 51,996,165	千円 383,809	千円 10,795,208	% 20.8	% 21.3

（2）職員給与費の状況（一般会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計　B	一人当たり給与費　B／A
23年度	人 898	千円 3,747,568	千円 985,391	千円 1,524,212	千円 6,257,171	千円 6,968

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
2　職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

（3）特記事項

・本市の独自の給与削減について
管理職職員給料カット（1～4%）を平成22年12月から実施中

（4）ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	H18	H23	H23（補正後）
守　口　市	93.7	99.0	96.4
全国市平均	97.4	98.8	98.9

（注）1　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
（注）2　「H23（補正後）」は、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2. 職員の平均給与月額、初任給などの状況

（1）職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区　分	一般行政職 平均年齢	一般行政職 平均給料月額	一般行政職 平均給与月額	技能労務職 平均年齢	技能労務職 平均給料月額	技能労務職 平均給与月額
守口市	43.8歳	332,223円	440,559円	42.3歳	314,441円	398,216円
国	42.8歳	304,944円	―	49.7歳	270,465円	―

（注）1「平均給料月額」は、各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

（2）職員の初任給の状況

区　分		守　口　市	国
一般行政職	大学卒	185,800円	Ⅰ種185,800円 Ⅱ種172,200円
	高校卒	155,700円	Ⅲ種140,100円
技能労務職	高校卒	155,700円	―

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区　分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	256,573円	339,021円	370,678円
	高校卒	―	―	339,589円
技能労務職	高校卒	258,414円	307,429円	324,916円
	中学卒	―	―	319,867円

（注）経験年数10年以上15年未満のうち一般行政職の高校卒および技能労務職の中学卒ならびに経験年数15年以上20年未満のうち一般行政職の高校卒および技能労務職の中学卒については、それぞれ該当者はありません。

3. 一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容		構成比
1級	副主事の職務	11人	1.9%
2級	主事の職務	128人	22.7%
3級	主査の職務	55人	9.7%
4級	副主幹の職務（係長、主任、上席主査）	266人	47.2%
5級	主幹の職務（課長代理）	38人	6.7%
6級	参事の職務（課長）	47人	8.3%
7級	副理事の職務（部長、技監）	17人	3.0%
8級	理事の職務	3人	0.5%

（注）1　守口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4. 職員の手当の状況

（1）期末・勤勉手当

守　口　市	国
（1人当たり平均支給額） （23年度）　1,831千円	（1人当たり平均支給額） ―
（23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.675月分 12月期　1.375月分　0.675月分 計　2.60月分　1.35月分	（23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.675月分 12月期　1.375月分　0.675月分 計　2.60月分　1.35月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算　5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（2）退職手当

守　口　市	国
（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　23.50月分　30.55月分 勤続25年　33.50月分　41.34月分 勤続35年　47.50月分　59.28月分 最高限度額　59.28月分　59.28月分 （その他の加算措置） 勤続25年以上の定年前勧奨退職者の退職年齢に応じ、退職手当額の2～20%を加算 調整額　平成9年4月1日以降の実績分を加算 （1人当たり平均支給額） 3,433千円　26,136千円	（支給率）　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　23.50月分　30.55月分 勤続25年　33.50月分　41.34月分 勤続35年　47.50月分　59.28月分 最高限度額　59.28月分　59.28月分 （その他の加算措置） 勤続25年以上の定年前勧奨退職者の退職年齢に応じ、退職手当額の2～20%を加算 調整額　平成8年4月1日以降の実績分を加算 （1人当たり平均支給額） ―

（注）1　退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
（注）2　調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのものです。

（3）地域手当

支給実績（23年度決算）			531,116千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）			558,481　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
2級地	12%	1,009人	15%

（4）時間外勤務手当

項目	金額
支給実績（23年度決算）	137,882千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	144,986　円
支給実績（22年度決算）	142,711千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	136,045　円

（5）特殊勤務手当

支給実績（23年度決算）	5,857千円
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	54,223　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	11.4%
手当の種類	主な手当の名称
6種10手当	危険物取扱作業手当、行路病人等収容護送作業手当、清掃作業手当、下水道しゅんせつ作業手当など

（6）その他の手当

手当名	内容および支給単価（月額）		国制度との同異	国制度と異なる内容
扶養手当	配偶者	13,000円	同	
	配偶者以外の扶養親族1人	6,500円	同	
	配偶者のいない職員の扶養親族（1人のみ）	11,000円	同	
	子・弟妹で16～22歳	5,000円加算	同	
住居手当	借家・借間最高支給限度額	27,000円	同	
	持家（世帯主）	2,000円	異	非支給
通勤手当	交通機関利用（2km以上）最高支給限度額	55,000円	同	
	交通用具利用（2km以上距離相応）			
	自転車	2,000～8,900円	同	
	自動二輪車（原付含む）・軽自動車・普通自動車は、燃料費実費相当額		異	2,000～24,500円

5. 特別職の報酬などの状況

（平成24年4月27日現在）

区　分	給料・報酬（月額）	期末手当（23年度支給割合）
市　長	749,000円	6月期　1.90　月分 12月期　2.05　月分 計　3.95　月分
副市長	744,000円	
議　長	631,800円	
副議長	599,400円	
議　員	550,800円	

6. 職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数 平成23年	職員数 平成24年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議　会	9	9	0	
	総　務	124	115	▲9	配置見直し、欠員不補充
	税　務	44	44	0	
	民　生	328	315	▲13	配置見直し、統廃合縮小
	衛　生	120	117	▲3	配置見直し
	労　働	0	0	0	
	農　水	3	3	0	
	商　工	3	2	▲1	配置見直し
	土　木	82	82	0	
	小　計	713	687	▲26	
特別行政部門	教　育	181	179	▲2	配置見直し、廃園、欠員不補充
	小　計	181	179	▲2	
公営企業等会計部門	水　道	65	57	▲8	配置見直し
	下水道	59	55	▲4	配置見直し
	その他	32	31	▲1	配置見直し
	小　計	156	143	▲13	
合　計		1,050【1,364】	1,009【1,364】	▲41	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。
2【　】内は、条例定数の合計です。

（2）年齢別職員構成の状況

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	52人	92人	97人	39人	43人	97人	92人	109人	145人	230人	11人	1,009人
構成比	0.2%	5.2%	9.1%	9.6%	3.9%	4.3%	9.6%	9.1%	10.8%	14.4%	22.7%	1.1%	100.0%

消防関係情報

上級救命講習

成人に加え子ども・乳児への心肺蘇生法、AEDの取り扱いおよび止血法など。
とき　3月3日(日)午前9時30分
ところ　守口市門真市消防組合消防本部（門真市殿島町7-1）
定員　先着50人
費用　500円（テキスト代など）
申込・問合先　2月1日(金)～23日(土)午前9時～午後9時に守口消防署（☎6993・0119）、守口市門真市消防組合消防本部（☎6906・1305）へ直接申し込み

火事だ！ 消防車が通れない！

狭い道路や消火栓付近での違法駐車は、消防自動車の走行に支障を及ぼし、消火栓が使用できないなど一刻を争う消火活動を妨げる場合があります。
また、被害も大きくなり尊い人命まで失われる結果になりかねませんので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。
問合先　守口市門真市消防組合消防本部予防課（☎6906・1302）

電気器具の安全な取り扱い

電気器具は、使い方を誤ったり、故障したままで使用していると、火災の原因になることがあります。
○プラグを正しく接続する
○机やタンスなどでコードを踏みつけたりしないようにする
○たんすや冷蔵庫の裏など見えにくい場所にあるプラグは、定期的に乾いた布などで清掃する
○電気器具を使用する際には、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解して正しく使用する
問合先　守口市門真市消防組合消防本部予防課（☎6906・1302）

火薬類、高圧ガスおよび液化石油ガスに関する事務権限の移譲

大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例に基づき、「火薬類取締法」「高圧ガス保安法」および「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「保安3法」）に関する事務の権限が、平成25年3月1日(金)に府から守口市に移譲されます。
このため、保安3法に関する申請・届出などは、守口市門真市消防組合消防本部予防課が窓口になります。
なお、申請手数料は大阪府証紙ではなく「現金」での納付となります。
問合先　守口市門真市消防組合消防本部予防課（☎6906・1302）

住宅火災の予防

冬の行楽シーズンを迎え、外出する機会が多くなります。火災を引き起こさないために、毎日の確認が火災予防につながります。
外出前に確認する習慣を身につけましょう。
確認事項
○ガスの元栓は閉まっているか
○たばこの消し忘れはないか
○使用していない電気コードは抜いているか
○電気コードの近くに燃えやすいものは置いていないか
放火対策も忘れず、家全体を見渡し、近所の人と声をかけあって住宅火災の予防に努めましょう。
問合先　守口消防署（☎6993・0119）

～ヒューマンライツ メッセージ～

人権啓発 地域交流

守口・門真・大阪市両国の3つの人権協会が協力し、人権の大切さを市民のみなさんに知ってもらうため開催します。
家族の愛、人間同士の絆（きずな）の大切さを通し「生きていくことの大切さ」を考えます。
とき　2月16日(土)午後3時
ところ　門真市立文化会館
出演　ファミリー劇団「さむらい」
定員　先着100人
※入場無料、予約不要
問合先　人権室（☎6992・1512）

北河内市民人権啓発事業講演会

「気象予報士として、いま思うこと～互いを尊重し支え合う社会へ～」

とき　2月5日(火)午後2時
ところ　エナジーホール
講師　気象予報士・防災士・正木明さん
定員　先着430人
※手話通訳あり
主催　北河内人権啓発推進協議会
問合先　人権室（☎6992・1512）

現代社会を読み解く

～男女共同参画センターの現場から～ ⑤男性にとっての男女共同参画

昨年度のドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター）事業の中で最も定員を超える申し込みがあったのは、どのような講座だと思いますか。
それは10月下旬「ノー残業デー」としている会社や役所が多い、水曜日の午後7時から2週連続で開催した男性向け講座「心が折れない男の生き方～男の鎧（よろい）を脱ぎ捨てよう～」です。
講師は、長年にわたり男性の悩み解決に携わっている産業カウンセラーの吉岡俊介さんとジャーナリストの中森勇人さんにお願いしました。
チラシで「仕事や家庭のことなどで悩みを抱えながらも〝男だから〟ということで心の奥へ悩みをしまいこんでいませんか」と参加を呼びかけたところ、定員50人のところへ倍近くの申し込みがあり、急きょ、広い会場に変更しました。参加者の7割が〝ドーンセンター初めてのご利用〟です。
男性のしんどさの背景にジェンダー（社会的・文化的性差）があることは女性の場合と同様です。DV（ドメスティック・バイオレンス）加害者は男性が圧倒的に多いのが現状ですが、男性が加害者になる背景には個人的な問題のみではなく、社会的背景や固定的男性観に縛られていることがあることも否定できません。男性相談を先駆的に実施した「メンズセンター（当時）」が基本理念として掲げた「男性が男らしさに縛られることなく、また女性を抑圧することなく、いきいきと生活できる社会を目指す」は、男女共同参画社会の実現に欠かすことのできない視点です。
政府が2010年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画の中に「男性にとっての男女共同参画」が新たに盛り込まれました。これをもとに、国や自治体ではいろんな関連調査や事業が実施されています。私たちが望む男女共同参画社会は、男女共同参画センターの講座「参加」者が男女同数になることや、男性が（趣味としての）料理教室に「参加」することで〝実現している〟といえるような表面的なことではないことは、みなさんもお気付きでしょう。（最終回）

㈶大阪府男女共同参画推進財団理事長兼統括コーディネーター・木下みゆき氏